

生活衛生関係営業対策事業費 補助金交付要綱(素案)

(素案)

別紙

(平成22年度障害者総合福祉推進事業費補助金交付要綱を参考)

生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱(案)

<厚生労働事務次官通知>

(通則)

(交付の目的)

(交付の対象)

この補助金は、平成23年〇月〇日健発 第 号厚生労働省健康局長通知の別紙「生活衛生関係営業対策事業実施要綱」※に基づき設置する、生活衛生関係対策事業費補助金審査・評価会による審査を受け採択された事業を交付の対象とする。

※審査・評価会を設置し、審査の上採択すること等を局長通知で規定

(交付額の算定方法)

(交付額の下限)

(交付の条件)

この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県指導センターが行う事業で都道府県が補助する事業の場合

(2) 全国指導センター、連合会及び生衛組合が行う事業の場合

(申請の手続)

(変更申請手続)

(交付決定までの標準的期間)

(補助金の概算払)

(実績報告)

(補助金の返還)

(その他)

事業実施計画書

都道府県、センター、組合又は連合会名		代 表 者 名
※必ず記載すること		※職名も必ず記載すること
① 事業名		
② 国庫補助所要額	千円 (「別紙 所要額内訳書」の額と一致)	
③ 事業実施予定期間	平成23年 月 日 から 平成 年 月 日 (※最長：平成24年3月31日)	
④ 事業計画		
1 事業の目的		
2 <u>事業の具体的内容</u>		
3 <u>事業の効果及び活用方法</u> (成果目標と成果の活用)		

(注) 1 事業ごとに別様とすること

2 「事業の具体的内容」は、実施する事業の事業項目、客体、事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。

また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

3 「事業の効果及び活用方法」は、実施する事業の効果と活用方法を具体的に記入すること。